

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (31328)
地域名 (地域内農業集落名)	中田地区 (中田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は68.9歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているものの、8割強の農業者が後継者のめどが立っておらず、後継者となりうる家族は同居していないため、農業の話をすることもできないという声が挙がるなど、将来への不安は大きい。これまで中心経営体に集積していく取組をしてきたこと、集落の半分が非農家であることなどから、地域全体で農地を守るという意識づくりが難しい現状にあり、対策が10年遅かったという声が挙がっている。獣害対策で柵を設置しても、県道と河川から侵入され効果がでないことや、傾斜が多いため畦畔が広く、草刈等の作業負担が大きいこと、大雨の後に取水口が詰まり、撤去作業が困難なことなど、地域特性上の課題が多く、米の売価と維持費の採算が合わないことなど、農業継続の意欲低下の要因となっている。他地域の耕作者と水利の利用方法で共通理解が得られず、水がとりにくい水田があり困っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域での話し合いを継続し、今ある農地を地域全体で維持していくという気持ちの共有を図る。
柵の設置以外での獣害対策を検討する。
水稻にこだわらず、条件にあわせて育てやすい作物づくりを検討する。
草刈りなどの維持管理だけでもできる仕組み、体制づくりを進め、景観を守る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字中田(中田集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落外からの耕作希望者もあるため、地域内での話し合いを継続し、集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば検討する。

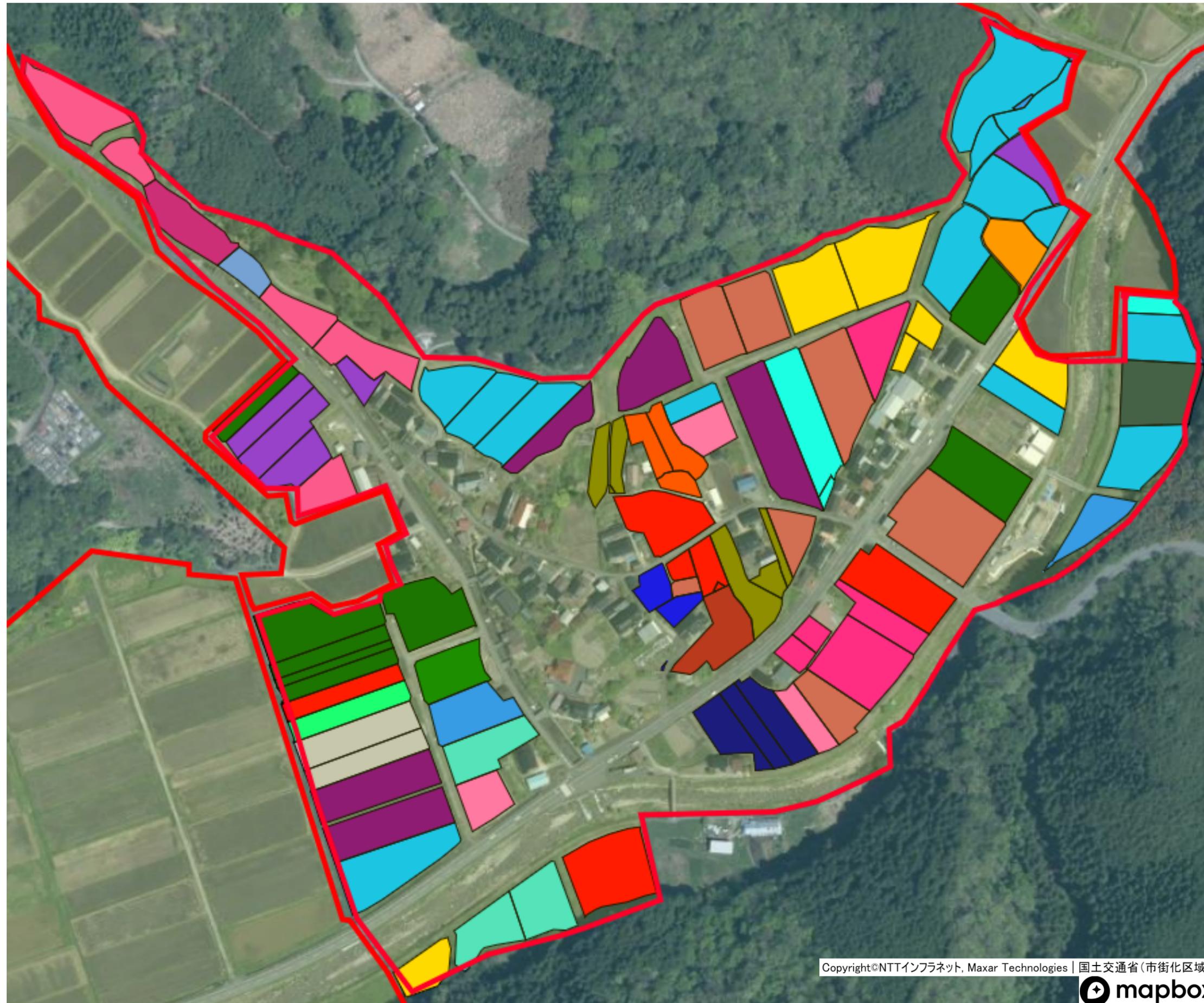
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①県道(道路)側から侵入してくる獣害への対策として、ゴルフ場などにある鹿よけグレーチングの設置を検討する。

中田地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- U
- V
- W
- X
- Y